

慕氏兵論

一編

113

933

1



413
933
1

113
933
1-8

文久三年癸亥孟冬新鐫

慕氏兵論

初編

松山藏梓



慕氏兵論凡例

一 原書をケレークスキュニスト^新レール
 キュルシユス^善テンケフロイクテル^新コー
 ニンケレレーケ^善ミリタイレ^兵アカテミ^善と
 題し和蘭官軍の兵學をわめて用ふる兵學
 訓導の書か^善志^善を^善してハントレ^善ーチンク
 トット^善テ^善ケンニス^善テルケレークスキュ
 ンスト^善フ^善カ^善テ^善ツ^善テン^善ク^善ラ^善アン
 アル^善ワー^善ヘ^善子^善ン^善と^善て^善諸兵の試職の者
 武門に入るの接乎^善として和蘭官軍 第四武

大正十五年二月
花房仙次郎氏寄贈

慕氏兵論 七 一

局の掌令ケ子ラール マヨール官イイフ
 アン ミルクンかる者の著述西洋紀元一千
 八百六十年官軍學校の供用として フレタ
 地よあぬて書肆フェルヘルトク ニース
 かる者の鏤行第二版の書あり卷中説く所
 へ専ら用兵の法よして奇正虚實の戦術を
 論載し且證例を引て利害得失の理を述る
 の書をよへ譯して假よ 慕氏兵論と題し
 書中分て五編とて今譯する所ハ其第一編
 あり

- 一 卷中初級兵法と譯するものハ其原語 エレ
 メンタイレタクチーキといふ和蘭こを
 譯して エーケントレーキケレークスキユ
 ンストとてこ各兵各異なる素色初生の
 兵法よして即初級戦術の義あり
- 一 兵法と譯するハ原語タクチーキといふ和
 蘭譯してケレークスキユンストとて即戦
 術の義あり
- 一 用兵法或用兵とあるハ和蘭 オールロフ
 フーリンクとてこ即軍することはいふ

一 軍法軍中或軍とあるハ和蘭 オールロフと
いふことを軍戦の軍よして軍旅卒伍の軍よ
あらせ

一 軍兵とあるハ原語 ツループといふことを將
卒のことか上士卒と譯せるハ和蘭 マンシ
カツプといひ兵士とあるハ和蘭 ソルタート
といひ歩兵士とあるハインハンテリースト
といひ騎兵士とあるハカハルレリーストと
いひ騎士とあるハロイテルといひ兵丁とあ
るハマンと云俱々兵士の名目あり

一 將術とあるハ原語 ストラテキーと云和蘭
之をキユンストファン テンヘルトヘー
ルと譯す即將帥の術といふことよして其
法則の題名あり

一 高級兵法とあるハ和蘭 ホーケレタクチー
キといふことを諸兵を合せて軍を行テ營を
布た兵を養ひ戦を為し勝を制せるの兵法
よして即高級戦術の義あり

一 軍旅とあるハ原語 レーケルといひ軍隊と
譯せるハ原語 レーケルコルフスといひ兵

隊とツルーパーンコールスといひ隊伍と
コルフスといひ分隊をアフターリンクと
いひ部隊ハオンテラテールと云俱に隊名
より一の隊二の隊等の隊と第一陣第二
陣或前陣後陣等の陣とも皆リニールと云此
リニールといふは數義ありて横陣隊列隄防
要害等にも用ること多し

一 應用兵法とあるは和蘭ツルーパーンステ
チーキといふ是地形等の諸もやうに關涉
して其用は應ずるの戰術あり

一 小軍法とあるは和蘭ケレト子オトルロフ
と云即奇正虚實の軍畧よりして所謂軍争の
小戦法あり

一 上將とあるは和蘭オツペルヘフエルヘッ
エルといふ即一軍を將ふるの任職あり又
長と譯するは原語セフといひ指令官とあ
るは和蘭ことをコムマンタントといひ掌
令官とあるはベフエルヘッフエルといひ
將帥或將とあるはヘルトヘールといひ指
揮官とあるはアインフウールテルと云俱

一 一隊の將帥或長かす

一 砲隊とあるハ原語 ハッテレーと云こそ兵器の隊名よして兵士の隊名よあらは

一 砲器とあるハ和蘭 ヒュールモントといふ即砲の義かす志のきともこそハ 其器械の具はらさる砲身而已をさしていふ語かす和蘭 ケシキユットと云を砲種と譯をおかしく砲の義とかきともこそハ砲の種類をさして 戦野砲山用砲等の砲よ用ふるの語かす志のきよして スチユツクと云を砲と譯を

こそ即砲の義よして 砲器其砲車よ架し點放の用よ充るものを云志のきとも間々又俱よ砲と譯をるもあす

一 本營或大本營とあるハ 和蘭 ホーフトクワルチール或コロータホーフトクワルチールと云即將師帥或上將の軍營かす

一 軍事給用とあるハ 原語 アトミニストラチーと云こそ軍中の用度を給達をることかす

一 演武書とあるハ 原語 エキセルセチーレク

レメントといふ即操練書のことよして武
 藝を稽古せるの規矩を記せるの書かぞ又
 學則とあるハ原語レクレメントイルと云
 こと又武術の學則かぞ
 一 ホントとあるハ原語よして遠西秤量の語
 かぞ委ハ砲術の書よ就て學藝
 一 トイムとあるも原語よして西洋尺度の語
 かぞ又エルとあるも同じことかぞエルハ
 大約我曲尺の三尺三寸トイムハ其百分一
 二當る

一 中砲と譯せるハ原語ホーウィツルといひ
 地砲ハ原語カフンといひ天砲ハモリチ
 ルといふ俱ハ砲名よして天砲ハ仰射ハ供
 一 地砲ハ直射ハ供モ中砲ハ其中等ハ供モ
 一の義かぞ
 一 旋條銃或旋條砲とあるハ和蘭ケトロツケ
 ンケウイール或ケトロツケンケシユキ
 ットといふこと銃砲の筒中ハ旋回せる漕
 條ある銃砲の義よして尖彈を射るの銃砲
 かぞ又滑筒銃或滑筒砲とあるハ和蘭カラ

ツト ローフ といふことは筒中滑りかきといふことより尋常の銃砲かき

一時とあるハ和蘭 エーンユールといふことは西洋の一時かき 晝夜平均二十四分の一より即我四刻二分五釐凡半時より當る

一日行とあるハ和蘭 タフマルスといふことは一日路と云ふことかき

一時行とあるハ和蘭 エーンユールカアン スといふことは 西洋の一時間より歩行を履た行程のことかき 即彼五千五百五十五エール

五より我五町五十五間半餘より當る

一分時とあるハ原語ミニユートと云ふは西洋の一時を六十分とするの一事

一 走歩とあるハ和蘭 ローフパスと云即歩法の一かき委くハ 歩兵の操練書を見てしる 履山

一 慢行とあるハ原語 スタップといひ急慢行をケストロケン スタップといひ 緩慢行ハ コルテン スタップといひ 緊行をタラフといひ 馳行を カロップといひ 急馳行をレ

ンといふ 俱は馬の行法を委くは騎兵の操練書に就て見る處一

一 歩とあるは和蘭パスと云こは一跨の義を
ととも 歩騎砲の三兵に由て其尺度各異なる
所あり 委くは各兵の操練書を見て知る處

一 射術演習とあるは和蘭シキート ウーヘ

ニクと云 即旋條銃の類を以てする射的
の演習を委くは其書に就て學處一

一 隊名人名官名國名地名物名等のことば 譯

の下しゝことばものゝ皆 原語を用ふ餘を推
てある處一

一 總して 卷中の箇條譯辭の通しゝことばは卷
首の目錄中各箇條の左側は皆 原語を側注
す

一 此書を素よす 用兵の法を論するの書より
あまは 幕氏嘗て軍法の補助學を論せし故
に此書を玩索せむと云 本文の第四章より
へるうことく 先づ其補助學を理會せむん
はある處のらそ 特は武器學建築術土工兵

の術等遍く涉獵して 形勢の地は據り糧餉
の路を利し 守禦の具を備ひ強兵の法を明
このよそる等の方法を搜索し 且歩騎砲三兵
の訓練書に就て 軍旅卒伍の班次將帥軍吏
士卒の列序姿制技藝歩法のこと等 總して
所謂 軍法の補助學に關係するの諸件を一
通り會得するよあらさきハ 全く玩味し
さうらむるの 吾の此譯のこと紀を論を待
そ世に繙譯の書多しといへとも 従事者よ
あらさきハ 過半を通しあさしとこそ實に

天下の 通患かぞ吾も亦自うら驚劣を顧み
そ此編を譯す この編へ初級を論するの編
かぞ今こそを分て 四巻とも謬誤極て多
むら冀くハ 看官こそを察し吾う不遜を咎
むること勿き

文久三年癸亥の初冬 松水釣人誌

慕氏兵論凡例 畢

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慕氏兵論目錄

- 一 誘導篇
- 一 ○第一編 初級兵法
 - 一 軍旅および其聚成
 - 一 諸般の兵此同勢配合
 - 一 軍旅の節制および部曲
 - 一 諸般の兵の固有質
 - 一 三兵運動の速度
 - 一 火兵および短兵の功用
 - 一 各兵各異なる初級兵法の誘導篇

- 一 歩兵の初級兵法
- 一 騎兵の初級兵法
- 一 砲兵の初級兵法

第二編 應用兵法

- 一 地形の感通
- 一 諸般の兵互に對敵して此戦法
- 一 連結せる兵の戦法
- 一 地形の物体に據て此攻撃および守禦
- 一 人家および園圃
- 一 郷村の戦

- 一 都會の戦
- 一 欄門の戦
- 一 森林の戦
- 一 生籬に據る此戦
- 一 丘陵に據る此戦
- 一 隘路および嶮間に據る此戦
- 一 堡障に據る此戦
- 一 隘地戦の總學科
- 一 山道に據る此戦
- 一 橋船に據る此戦

- 一 渉場^ニ據^ル此戰
- 一 堤坊^ニ據^ル此戰

第三編 小軍法

- 一 小軍法^ニ屬^ス此所置
- 一 發行兵の訓導
- 一 發行兵指令官の法則
- 一 前哨の從事 ホルホス
- 一 止静の地^ニ於^ル前哨の從事
- 一 圍城^ニ向^テ此前哨の從事
- 一 寄舎の前哨此從事

一 運動の地^ニ於^ル前哨の從事

一 斥候 パドイル

一 實檢此發行兵および發行セ^ル守禦此哨兵 ワルチミン

一 兵法の監察 タクチーセ

一 通路の保守 スレンミン

一 敵の監察と妨^グル法

一 軍倉および軍中工作の蔽護および攻撃

一 陸地輜重の護送

一 船路輜重の護送

一 生擒の携行

一 掠郷および侵掠
一 疑兵伏兵および覆兵

一 奇兵 ハレオカシキ

第四編 高級兵法

一 監察 スケンシヤク

一 陣地 ホスキ

一 行軍 ハヤシ

一 治平の行軍

一 軍時の行軍

一 正面移陣

一 側面移陣 ソラシテ

一 退軍移陣 テリユフト

一 軍營露營および寄舎

一 軍營

一 露營

一 寄舎

一 軍中軍隊の給養

一 山戦

一 川戦

一 野戰の訓導

第五編 將術の法

一誘導篇

- 一或る將術の學語の註解
- 一用兵の先たつ將術の所置
- 一行軍の於る將術の所置
- 一敵軍の兩翼を環く法
- 一同 一翼を環く法
- 一敵軍を兩斷する法
- 一舉動の基地の就ては考察
- 一舉動の道路の就ては考察

一發向の法

ストテキキオツラマルス

- 一守軍の於る將術の所置
- 一正中の陣地
- 一側面の陣地
- 一設備せる陣地
- 一他動守禦かよひ自動守禦
- 一正中の游兵即攻撃力
- 一守禦の要害
- 一守禦の要害とある諸山
- 一同 河川

幕氏兵論 目録

一同 大かゝる森林

一同 池沼および湖水

一同 設備せる堤坊

一城の利用

一民兵

一結語

一兵法の訓習は用ふる兵書は書目

幕氏兵論目録 畢

幕氏兵論第一編目録

卷首

誘導篇

卷一

軍旅および其聚成

諸般の兵は同勢配合

軍旅の節制および部曲

卷二

諸般の兵は固有質

三兵運動の速度

幕氏兵論 一編目録

火兵おとひ短兵の功用

卷三

歩兵の初級兵法

卷四

騎兵の初級兵法

砲兵の初級兵法

幕氏兵論第一編目録 畢

幕氏兵論卷首

曾田勇次郎 譯

誘導編

第一章 兵法の通常とを區別するに二部をおわてを

其一 用兵法の學科をおわてを今今の戦具を以ていふに軍を履たを訓習するの學科か

其二 軍法の補助學をおわてを即軍兵充足

幕氏兵論 一編目録

と保有と訓練と武器學と強兵學（武學）と土工兵の術等とかり用兵法の學科を再分けるに軍兵を布列せると運動せると志すに戰闘に引卒せると志すに感通せると志すに得る諸もやうの配慮を以てせよといふに要するを訓習せると志すに行軍と移陣と陣地と志すに戰闘とをいふに最よた方法にて規律して軍の目的を達し得るやうにせよと志すに軍法の所置ハ兵法にも屬せよといふに或る軍法の所置ハ兵法にも屬

一又將術の法にも屬せよと考察せらるを得るに其所置を名てせよと高級兵法の題名を下せよと

第二章 此書ハ官の武學校に於て兵法教諭の訓導書に供せよを要するに該官の見任に係る所のものをハ殊にこれを精密に論載せよを務むといへとも高級兵法と將術の法と多く後の摺該に屬するものかとして唯大略に於てこれを説示せよ而已
第三章 故に此書の含有を盡すに

其一 軍旅の聚成と種々ある兵種の同勢配
合と節制と志のこゝて部曲と諸般の兵の固有
質と其運動の速度と火兵と志のこゝて短兵と
の功用と地形は注目せることかく各兵各異
の戦法とあり此所置ハ初級兵法の域に屬せ
る所ありとぞ

其二 諸般の兵の動作は感通せるの地形と
戦法は感通せることのおり得る諸もやうと
は注意を以て此兵互に對敵しての戦法と志
のこゝて雙方連結しての戦法と地形は物体の

ある所は據ての戦闘とあり 故に總て斯の
如きは應用兵法は由てせると理會を盡したも
のかりとぞ

其三 止靜の地は在ても亦運動の地は於る
も吾軍の形勢をハこきを助け且こきは反し
て敵軍をハ之を妨げ得るはこきを決戦は由
てせることなく最容易の方法はありてあり
軍戦の諸所作あり 是故に此のことたるを題
名して小軍法といへり

其四 監察と志のこゝて陣地との學科と行軍

と志のりて移陣との訓導と軍旅を給用（給用）を
 と志のりて所置をるとの方法と川戦の學科
 と志のりて野戦の訓導とあり 斯の如きを
 約言を志のりて槩して高級兵法といふ
 此編動を志のりて兵法よりして將術の法より移轉
 せるの所ありとして考察せらるゝあり
 其五 將術の學科の誘導編として其將術の
 法より於る學語の或る註解と志のりて規矩と
 用兵より先とつゝの所置と攻軍と志のりて守軍
 とより於る將術の所置の約論と志のりて終り

軍中より營むの拒防術よりして且民兵こそより屬
 せると算せるの拒防術よりしての考察とあり
 第四章 初級兵法の誓該より移轉せるの以前より
 軍法の補助學を知るを要を特よりハ武器學と建
 築術と志のりて土工兵の術とを知るを要をこ
 せより就てハ三兵の演武書より未熟あるを得るの
 らに志のりて其自己の兵の演武書をハ盡くこ
 きを理會せるを要を其後初級兵法の誓該を以
 て始と為し得るはハ勉て其術の法則を習學
 せるより由て志のりてこそより就てよく眼中

一保つるは兵法ハ鍊磨の術より絶て測量
の術はあらざることと是故は兵法は一の法
則もあることかいたとへこそあるも甚纒の法
則より其法則ハ軍中ハ發生するものもやうよ
由てこそを變草にあさむといふことかく時
は全く變易しあさむといふことかくこそ志
あるとたはハ又先つ辨知せる理會と固有の判
斷とを穿鑿せしことかく決して已う所置よて
温よこそを軍に應用し得ざるほとは萬古不易
の法則はあらざることくよあるかや

其後軍史を學ぶるは志ありて其書中ハ記載し
たる變動をハこそを試みむよハ論載せる一般
の將術の法と志ありて兵法との法則よ就てそ
ゆるこそよ就てハ書類を撰ぶるは其書ハ初代
フランス國 帝畿よての軍と晚近の軍とを論載
するの書類かや 就中兵法の誓該よハ戰鬥と其
他軍の所置とを別して細密よ説示し且こそよ
加ふるよよ記繪圖と地形の書記と具備せるの
書ハ稱譽をゆるとをこそよ反して高級兵法と
將術の誓該よハ軍旅の大なる舉動と軍旅の大

分隊の大なる舉動とを特ニ多く論載したる斯の如き筆記者の書類を肝要とせ是ニ就ても同く圖面の穿鑿あるを要す

此書の卷尾ニ或る兵法の書類を開載せしむ其書類ハ兵法と將術の法との摺該ニ所益あるを以て行ハるを得るの書類あり

慕氏兵論卷首誘導編 畢

慕氏兵論第一編初級兵法卷一

曾田勇次郎 譯

軍旅および其聚成

第五章 軍旅といふ歩兵騎兵砲兵の諸兵と志して土工兵橋船兵の補助兵との大ニ數多き軍兵と兼て軍をるニ要用ある戦具との併合して一員の上將ニ引卒せらるる諸物の名稱あり其上將ハ此教令を國の公候々或軍の有司より受く種々なる兵種の同勢配合と部曲とを精密ニ説示せしむ其兵種の外ニ尚ほ數多の

人員と器物とあり其任職と利用とを簡易と開載を盡し

い 上將の大輔佐らケ子ラールスとインテ
ンタンセとアチユタンテンと志のりてオル
トンタンセ オ、ヒシーレンとよき聚成を其
アチユタンテンとオルトンタンセ オ、ヒシ
ーレンともことよ多く上將の人よ從屬はケ
子ラールスのうちよ通常ケ子ラールレン
スタフの長と騎兵の指令官と砲兵の長と志
のりて建築兵の長とあり皆上將の側よ在て

其部下よ精勤しあり或其命を銜んで或る目
的よ發行せしむる本營中を餘りなく
砲兵と建築兵との從事よつたての命令と郊
外よ在ての上將よ其兵の長よ命せらる其
上砲兵の長ハ砲隊と砲器との器物よ注意を
る而已からを尚ほ又武器と彈藥との要用を
る預備よ注意を我子ラールランド國よあわ
て陸軍よてハ又尚ほ橋船隊よ注意を 建築
兵の長ハ永久守禦の要害と暫時守禦の要害
との建築を以て命せらるからひよ道路の開

達や修復や或破却やを以て命せらるゝと志の
て其他の建築兵の諸工作の統領を以て命せ
らる

ろケ子ラール スタッフもケ子ラールスと
ホーフト オヒシレンと志のして其他の
オヒシレンとよて聚成を此輩ハ博く明ら
かる軍事の理會を抽て且諸兵よて拔擢せら
るを得るを要す此スタッフの長ハ或るスタッフ
オツヒシレンを將て本營中ハ精勤を履た
かて志のして其從事の所作を軍中最緊要の

ものかやとして考察せらる得各チヒシと
ブリカーデとハ俱ハ此スタッフのオツヒシ
レン一兩員を加ふこをレスヘクチセケ
子ラールの命令よて其軍兵の行軍と運動
とを規律し地形を監察し陣地を撰ひ營所を
定め且こを指示せしむる為と志のして軍
旅や或チヒシヤの警衛の從事ハ注意せし
むる為と志の
ハ インテンタンセも軍兵の所置と軍倉の
建築と志のして軍事給用とハ注意せしインテ

ンタンテンとチヒシーとブリカーテと在陣しあてといへとも其長ハ或るオヒシーレンを將て本營中ニ精勤を盡たかすに醫術の從事其長ハ一員の高位なる醫師として養病所と病人車との從事ニ準備を爲し其命令にて有用なる醫師を具有せるものかす其上或る軍旅ニ於ては瑣細なる金瘡の治療ニ熟せる兵士を具有せる軍の時ハ在てハ大ニ利用しあて得軍旅の諸部隊ニ醫師を部署す

ほ〔本營〕上將の在營せる大本營の指令官ハ通常一員のホフトとオヒシトルとして其所にて此場の指令官の從事を爲すものかすへ〔郊外〕にての軍議を爲すハ通常首序たるホフトとオヒシトル一員とシバルテル子（配下）とオヒシーレン六員と兼てエユチテウルミリタイル一員とありてプロホスとクウイルチへ一員とよて聚成を爲す軍旅中ニ犯せるの罪科を裁判せる將吏の評議かすと護衛兵馬上にて又徒歩にて此兵

一分ハ軍議後ニ就テ陣地を護衛する為と志す
 一て一分ハ本營ニ就テ陣地を護衛する為と
 二供を
 ち 車長ハ運輸兵物とて是ニ關係するものと
 二注目するの命を受く
 り 軍脚ハ書翰と急報との運遣送および配慮配慮
 の為か
 ぬ 法師アサキハ種々かる信者の堂塔の吏として
 公かる法教の從事と志す一て是ニ關係を
 するの諸事とを以て奉命を大本營の命令に

る 輜重隊輜重とて是ニ由テ理會を盡しハ運輸車
 と病人車と圍ひニ於る彈藥車と軍兵ニ就テ
 の彈藥車との大なる員數として兵糧と病人
 と彈藥と橋船の器物と志す一て軍旅ニ要用
 かる諸物の常ニ其軍旅ニ具備しあらむこと
 の目的として其他軍の用度の運輸ニ一定せる
 のもの皆かると知る處ニ此等の不足ハ軍旅
 を衰弱せしめて其戰備の形勢ニ害あるか
 (キリム地ニ於るエンケルス國の軍兵)
 種々兵の同勢配合

第六章 軍旅を聚成せる兵の同勢の配合ハこ
 きを確定せるあたりにせよんとかきハ諸般の
 もやう此配合ハ感通せることのおきハかてた
 とへハ歩兵を多く要用とせよ或騎兵を多
 く要用とせよ或歩兵を少く要用とせよ或
 の或騎兵を少く要用とせよ或歩兵を少く要
 用とせよ或騎兵を少く要用とせよ或歩兵を
 少く要用とせよ或騎兵を少く要用とせよ
 地勢ハ關係を盡シ其上多の國ハ於て治平の時
 ハ騎兵と砲兵との多くを兵備中ハ保存せん
 為ハ金貨の方策こそをゆるさくる盡シ軍旅
 を屢軍の規矩ハ致を要せるの速かることよ

てして志あるとたハ初ハ騎兵や或砲兵やの
 纜を準備し得志ありて軍旅をかもハ歩兵よ
 かる盡たこと起るかていふんとかきハ此歩
 兵最速ハ熟達し且軍装してあきハかて軍の目的
 と其目的攻撃せるの軍あるや或守禦せるの軍
 かるやのもやうとハ俱ハ多く三兵の同勢配合
 ハ感通せることある盡シ故ハ確定の規則を取
 らね志ありて或る一般の開載を以て足きと
 せるを要を盡シ志ハ通常歩兵ハバタイロ
 ンハ騎兵ハエスカトロンを配合せるを要を

騎兵ハ三兵
 アカテリガトシ
 ニッソリハ
 エスカトロン
 ハバタイロ
 ンハ騎兵
 ハエスカ
 トロン

01

ることを算を志あると記すハ騎兵の同勢歩兵
 の同勢の六分一ウ乃至ハ八分一ウ至る處に
 やうとするかば歩兵千丁ハ遊軍砲を加へて
 野砲二砲乃至ハ三砲を算を志して騎兵
 士千騎より遊軍砲を除きて騎砲兵四砲を算す
 晩近の軍ハ戰野砲を携輪すること此數よ
 ても多るべし志の是ハ一の戰役の初發ハ砲
 兵の斯る配合を具有せるの軍旅纒時の經過の
 後ハ俱多の砲種を具有せんことを信し得
 いるんとかきハ通常歩兵と騎兵とハ敗亡を受

の補助兵

くるに砲兵よりも大かきハかば補助兵ハ要
 用の度は從てこれを軍旅ハ部署をトイツ國契
 約の軍旅ハハ騎兵を取ること全軍の七分一
 かば歩兵千丁ハ砲種二砲野砲兵四分一ハ中砲
 と四分一ハ十二ホンドの地砲と志して半ハ
 六ホンドの地砲とよび聚成せるを要す騎砲兵
 ハ全砲兵の兵數の五分一ハ至るを要す輕歩兵
 と輕騎兵との配合も重歩兵と重騎兵との四分
 一ハ乃至ハ三分一ハかるを要す志の是とも茲
 ハ第一世ナボレヲンとフランス國と其戰勝の

軍とを目的としてつるものとして（歩兵を一六
と為し）騎兵は四分一、或六分一、砲兵
は八分一と建築兵（土工兵および橋船兵）
は四十分一と志して總ての運輸兵は三
十分一とを定む。試験して由て學ひける所は未熟
なる歩兵はよく熟練したる歩兵配合せるよ
りても多の騎兵を要するごとく歩兵
の餘り甚く減少してあるとたゞは首尾よく軍
にあたるとさること、騎兵の餘り少くある所は
ては軍旅其運動はさくへらさるゝて得たる

利は就て一の加功をも得あはさること、か
は砲兵の不足は守禦の所置は災害あまのん
とあまは其不足は由て守禦は最肝要として且
最強威の方術をわくもへあまは志して歩兵は
旋條銃の行へること恐くは以來兵の勢同配
合は或る感通をることのある處

軍旅の節制および部曲

第七章 軍旅の節制は國政の建方と疆界と要
害とは關係して其國の固有の形勢は本を又殖
民と固有の民質とは本を要する軍旅の

節制に就てハ其軍旅常ニ治平の規矩よりして
軍の規矩に容易く移轉し得ると兼て大なる妨
害なく復ひ治平の規矩に致さざるを得るとニ注目
せざるを要す今治平の形勢費用をいとふて纔の
軍兵を兵備中に保存し居るに限り給暇を
以て大人數を舊里に遣るべし軍の起るに方
て其未熟なる兵士を歸參せしむる為と軍旅の
即時の増息より生ずるの夥た用度ニ具備せん
為とハ剛勇よりして且良善なる世臣兵の要用
かる處に

第八章 部曲ハエウロツパ洲の多の軍旅に
おて次下のことハ
一歩兵此兵にわけてハコムハクニ一を兵法
の歇む所の最少なる部隊とせ一コムハクニ一
の同勢を甚差違あて居るに其異であること
歩兵士百丁より二百丁に至るまで居るにハこ
を就て注目を盡たハバタイロンの其なる所
のコムハクニ一の數を目的とせざるを要す
ハタイロン四コムハクニ一より十コムハク
ニ一にまで合併せるコムハクニ一を

兵論 一編 卷之二 十四

バタイロンといふ一バタイロンを五コムハク
ニーンと部曲せるハ第五のコムハクニーンを
撒兵と狙撃銃兵とよでからしむる為の目的か
其撒兵と狙撃銃兵とハ毎と殆と自己と動作
しあるるしとあして特と小軍法の従事の所作
と長達しあるを要し一バタイロンの同勢復ひ
異であること五百丁よで千丁と至るかで一バ
タイロンこそよで大勢かるとたよハこそを指
令せるよ音聲を以てを起るかしとよともこ
きよ反して軍の初と五百丁よでも小勢かると

たよ其バタイロン直と餘で弱あるるよ一バ
タイロン六百丁の同勢よてハ千變萬化せるの
よ最上とよ屋山バタイロンも歩兵の兵法の一
元かでとよいふんとよきよこそ獨立不羈の一
種よ在て自動自戦をよハかす他の諸もやうよ
あわてハ此ハタイロンをレキメントの部か
として考察し得或る軍旅よあわてハ輕歩兵と
獵銃兵とのバタイロンスをハこそをレキメン
ト中よ部曲せることかレキメント歩兵一レ
キメントと二ハタイロンスよ乃至ハ四ハタイ

ロンスのよであるか、ハタイロンスを合併してレキメントと致すのハよく利用あるの或已を得ざるのう尚ほいまと一定するか、軍事給用と教令と志して隊氣との關係をおわてレキメントたる連結の便宜あることと志してコロ子ルスとたとへ戦闘外は在るフリカアテのケ子ラールスと代るとも或彼此の目的はて或るハタイロンスを將てフリカーテよと差撥せらるるも軍中は良功をあらはし得ることとたとへるか、とそ「フリカーテ」こそは通常歩兵

二レキメンテンの或三レキメンテンのよであるか、是故は四ハタイロンスの乃至は六ハタイロンスのよであるか、(キヒシー)ニブリカーデスの三ブリカーデスを合併してキヒシーを作る此キヒシーを軍旅の將術の法の一亢を為すか、多分ハタイロンスの乃至は十二バタイロンスのより成るの歩兵キヒシーは時としてニエスカトロンスよと四エスカトロンスよとするの輕騎兵と一砲隊の野砲兵とを加ふとあると、たゞハ其兵を名てこそをキヒシー騎

兵且チヒシ一砲兵と云ふ運志のきともこそハ
毎よかるものよあらは志のして時よよく唯威
る騎兵而已の或唯一砲隊の砲兵而已のをこそ
よ部署しんせんとを

第九章 聚成チヒシ一と自己よ所置をるを要
一且軍旅の餘殘よ別きて自己よ所置をるを
要を履たほとよ一の歩兵チヒシ一を特別かる
企よ差撥せむと思ふと知よかるかて是よおわ
て此チヒシ一よ騎兵と砲兵とを加へ志のして
兵の配合とチヒシ一の其所よて動作をるを要

をるの目的と地形とよ從てこそを規律を革命
の軍の際フランス國の軍旅ハ聚成チヒシ一
部署したて知志のして千八百令六年フロイセ
ン人此軍法を襲用しぬ志のきとも大なる軍旅
よおわてハこそ癢しで志のしてこそよ換るよ
軍隊よ於るの部曲よ由てを

第十章 軍隊一軍旅八箇の歩兵チヒシ一レン
よても多勢よあるや否よこそを軍隊よ部署を
るよ己を得をいうんとおきハ志のすると知よハ
十分速よ命令を下し得る為と施行をるよ方て

提寤せる為と上將の大本營予ビシー ケ子
ラールスの本營より餘り遙く遠離をせハカ
一軍旅の適宜の同勢ハ即少も二萬五千丁志
して多くも四萬丁と算せ二萬五千丁の時期
あつてハ步兵二予ビシーレンと騎兵一フリカ
一テと野砲兵六砲隊と志して騎砲兵三砲隊
とよび聚成を且四萬丁の時期に在てハ步兵三
予ビシーレンと騎兵二フリカーテンと野砲兵
八砲隊と志して騎砲兵四砲隊とよび聚成を
遊軍の騎兵と遊軍の砲兵との諸般の軍隊中

部署せるを要するの或全く合併してあるを要
するの論説尚ほ全く區々かゝり合併しあるの
論説ハ最本然たる曲折あることを見ゆ
第十一章 乃騎兵此兵はあつてハエスカトロ
ンを最小かる兵法の部隊かとして考察せし
其同勢ハ通常百二十騎の乃至ハ百五十騎の
至る單純なる軍旅はあつてハエスカトロンを
二コムバクニインと分つて志ることもこと
志つると志しハあつて軍事給用の注視より
てかるか「レキメント」を騎兵に在てハ四エ

スカトロンスの乃至ハエスカトロンスのよ
であるものよして志ありて此兵の兵法の一尤
かまるとして一軍旅における騎兵の同勢ハ實にエ
スカトロンスの數に從て算定をこくることハ
歩兵に在てバタイロンスの數に從てあることハ
とし志ありともエスカトロンスを千變萬化を
よ方てバタイロンの如く獨立をるよあらを志
ありてこれをレキメントの部隊かまとして考
察をること多しとを騎兵におわてハレキメン
トたる連結の譽をい敢てこれを語るよ及ハ

さるとを。ブリカアデとニレキメンテンの或
ニレキメンテンのを併合をるよ由て布陣を
予ビシールとニブリカーデンの或三ブリカーデ
ンのよして聚成を騎兵予ビシールと通常同一騎兵
の種類よして成を志ありてブリカーデを毎に同
し騎兵種よりかること最多しとを一の騎兵予
ビシールよハ多分一砲隊の或二砲隊の騎砲兵
を加ふ 騎兵軍隊ハ通常種々ある騎兵の種類
の二予ビシールの或三予ビシールのよしてある
ものよしてこれを三砲隊のあるひハ四砲隊の

の騎砲兵を加ふるべき

第十二章 砲兵此兵はわめてハコムパクニ
一を最小なる兵法の部隊として考察せし或るコ
ムパクニーンを合併して一バタイロンの或一
レキメントは致すのハ軍事給用の注視よす
一コムパクニの野砲兵と騎砲兵とハ一砲隊
の従事し供するの同勢を具有するを要す
砲隊は砲兵の兵法の一尤としてこそ六地砲の
或中砲ハ八地砲の或中砲の十二地砲の或中砲
のよすかるべき我子テラント國の砲兵は

具備しあること一砲隊は六地砲と二中砲と
を部署せるとは其砲隊を再區別して半砲隊
と四半砲隊とよめるは宜たの利と兼て中砲よ
す地砲までのよた配合を具有し或る軍旅はわ
わてハ或る砲隊を併合するものを名てこそを
フリカーテといふ

第十三章 補助兵土工兵ハ通常諸般の歩兵
チヒシールンに於る發行兵の部署を或る軍旅
はわめてハ或る土工兵をハタイロンスに加へ
或レキメントは加ふリユス國はわめても又土

工兵を準備しけり 橋船兵ハ軍戦の所作のこ
をを要するの度ニ從て合併してあり或ハ所分
してあるあり

慕氏兵論第一編起原兵法卷一 畢

慕氏兵論第一初級兵法卷二

曾田勇次郎 譯

諸般の兵の固有質
第十四章 諸軍兵の種類ハ其特別ある一種固
有の性質を具有するものあり是ニ由て軍中
ニあらはるゝの或るもやうニおわて一種の軍
兵ハ他種の軍兵ニ超て便利ニ用ひらるを得た
るも此一種固有の性質よりして軍を為す
臨てハ其軍兵皆同やうニ要用あることハ兼て
明白あり

慕氏兵論 第一編卷之二

第十五章 歩兵ハ當今の諸軍旅ニ在テ巨魁ノ
兵カマトモ志_シテ今殆ト諸國ニカ_レカ_レテ具モ
ルニ旋條銃を以テモ_レル也ヘニ此名稱を得_ルコ
ト尚ほ多_ク有_ル處ニ此兵ハ其數最多ク_テ志_シテ
シテ他の兵ノ同勢をハ通常_ニモ_レ此兵ニ從_テ
規律モ 其運動ハ騎兵ノ運動ノことク迅速カ
ルニ_モあら_ズ志_シテ其結隊セ_ル攻撃ハ騎兵ノ
結隊セ_ル攻撃ノことク猛烈カ_ルニ_モあら_ズ其彈
丸ハ砲兵ノ彈丸ノ如クニ_モよく遠_ク至_ルニ_モあら
ズ尚ほ斯ノことク破却_セル_ノ威力を具有_セル

ニ_モあら_ズ志_シテ_モ此兵_ニモ_レ反_シテ他の兵
ニ勝_ルノ性質を具_フ此兵ハ他の兵ノ到_リア_ラ
ハ_スる_ノ地形ニ於_テ屹_ト動作モ_レ盈_クア_ラ得_ズ暗
夜ニ_モカ_レテ_モ或霧深_ク天_ノ氣_ニシ_テ他の兩兵を用
ふ處_ニカ_レサ_ルト_モ此兵敵ノ哨兵を覆_シ得_ル
志_シテ若_シ唯銃槍而已_ニ信任_セル_トカ_レハ
爰_ニ屢戰勝_ス此兵ハ攻撃_ニモ又守禦_ニモ_レ的當
モ_レい_ハんとカ_レハ其短兵火兵ト兼_ヌル_ノを
用_ヒ得_ルハ_カレ_テ此經久_ニ行進_ノ最大_カル_ノ速度
を具_ヘ志_シテ_モ鑣道_を縁_テ或水_ニテ_モ運輸

せらるを得るは最容易なり又疲勞と滅亡とはハ
 最よく堅固にして志のして他の兵よりも却て
 速に準備し且熟練し得べきは由て此兵ハ最纔
 の費用かるとそ 歩兵ハ方今尚ほ此を區別
 するは重歩兵と輕歩兵と志のして狙撃銃兵と
 におわてそ

第十六章 重歩兵ハ此を名て又よく隊列の
 歩兵と名稱するものにしておもは横隊の布列
 と縦隊の布列とおわてするの戦闘は定む志
 の是とも是の為は撒布せるの戦闘と正しく射發

そるとは長達しあることの纔かるをハ要せそ
 志のして殊は兵法の術科の高級は抽するを
 要を大なる軍旅は多分選兵即精兵ありこ
 是通常戰鬥中游軍を為すものなり
 第十七章 輕歩兵（撒兵 コムパクニーンと獵
 銃兵 バタイロンス）ハ特は撒布せる戦法と前
 哨の從事と志のして小軍法と見ゆるの諸
 所作は定む此兵ハよは射乎より聚成するを要
 せ且此の為め具するは旋條銃を以てせんこ
 とを肝要なりとそ其演習ハおもは射的と撒戰

と志のして前哨従事の諸所作とよかめてを
を要す其上銃槍戦に上達し志のして同く土工
兵の従事し上たつを要す
第十八章 狙撃銃兵に由て、理會を履たし具を
るしとへ觀銃を以てするも或旋條銃を以て
するも大なる距離にてするの命中は非常の熟
練を具ふるの歩兵士一般の名義を正し此兵を結
隊せる班次に用ふるを要すを最必要の地位に
所分せるの撤兵間は在て其正しく命中するの射
發を敵のオビシレンと砲兵と火薬車と照

準するを要す約していへる吾に害を為し得る
こと多たの諸物に照準するを要す此兵若し
具するに觀銃を以てするにたはこを名て觀
銃射乎といふ此射乎は殊に其戎器を狭小なる
隙地にて使用するに已を得ざる所のところと
志のして暫時健けかる姿制にわめて其残酷を
る點放を充分に保ち得る所のところとよ用は
こをよ就て此兵のちもよ希望を履たし騎兵の
攻撃に對て蔽陰せらるるよ地形の障碍に由て
せんことよあやとせいつんとおまは觀銃たと

へ槊刺の戎器として鹿牙戟ひんがしを具ふるといへとも志るまとも騎馬兵に向ての守禦に臨てハ槍銃のこよくよく供用しあたハさまハか正狙撃銃兵を設備するのハ一般に難しとそ志るして其設備の爲め茲に多く時日を要する也へは戰闘中愛情してこまと交る處し志るして他の兵よても利用し動作を速くあて得る所のところならてハこまを用ふるあらむへは

第十九章 騎兵此兵の功力ハ其迅速にして且猛烈なるの攻撃にあてとてこまは由て此兵決

戦の功を生發し得るものか正此兵ハ失策せる攻撃の後ち疾く再び遠離し得る也へはこまは由て試戦せること歩兵よても多し騎砲兵は由て應援せらるるとたはハこま平地に備ふるの歩兵よハ危れ敵とあるか正此兵の害ハ地形の纒かる障碍其結隊して爲その運動を妨け且攻撃を失策せしむると志るして此兵若し馬其力を失ひけるとたはハ纒も遠離しあはハさること多しとあるか正 騎兵ハおもは短兵を以て動作をたへ一分ハ火兵を具るといへと

も志のきともおもは短兵を以てせ故は此兵の
攻撃は適當をること守禦は適當をるよりも多
しと志のきして毎は攻撃兵の方法を營むを要
す敗北せるの敵を追ふは此兵欠く處のらば
と志のきして前哨の從事と小軍法とよはこを
最大は利用のものかやと志其演習のおもかる
希望は強猛かる御法と志のきして腰劍や或捨の
の良善かる用法とよ在るかや 騎兵は通常こ
を區別するは重騎兵と中種騎兵と志のきして
輕騎兵とよかめてせ

第二十章 重騎兵は胸甲騎兵と騎馬精兵と志
のきして騎銃兵とよであるか此兵を名て又よ
くこを游軍騎兵といふいふんとかきはこを
戦闘中決戦の時刻の至るまで游軍は在るはか
や志のきして此兵の規矩とをる所は他の兵は
由て決戦の準備せらるはと志は猛烈かる結
隊せる攻撃は由て諸物を乘り倒せり或反對し
て此の如く所置をる敵の騎兵の攻撃を追却せ
るよは在ると志故は此兵は結隊せると結隊し
あるとよかめて其最大かる功力を求むるを要

其志のしつては兵法の班次の此兵は要用かる
 ことハ大かる速度よても尚ほ必要ありと
 第二十一章 中種騎兵はタラコンテルスと具
 せるは長槍を以てせるの長槍騎兵とよてかる
 なり此種の騎兵ハ千變万化せるは大は迅速を
 することを具ふるを要せしむんとかまは此兵ハ
 合併してブリカーテンウ或半ビシーンに
 志のしつて騎砲兵は強めらきて戦中主戦を為
 せを要せしむるかや 歩兵とかめて演習しける
 タラコンテルスの良功を顯はし得る乎否は茲

尚ほいまと一定せるか志のきとも若し此
 兵は火兵を具し疾速は上馬せると下馬せると
 ともあわてハ騎砲兵の如くは演習し志のしつて
 射的せると撒戦せるとともあわてハ歩兵の如く
 は演習しけるとたは或る地形の部分部を占領
 し且固保せるは疾速はして極て大功を顯はし
 得るは初代フランス國帝畿中スハニ地は於
 る軍は此兵ハこそよ由て偉名を得けり 騎砲
 兵の蔽護は此兵特は的當せりと
 第二十二章 輕騎兵はヒサーレンと騎馬獵銃

兵と志のして具をるゝ短槍を以てをる短槍騎
 兵とよして特は撒布せる戦闘と前哨の従事と
 志のして小軍法との為は定む故は此兵は多の
 展眸を具有し且策略と伶俐と志のして銃敏と
 を剛勇と兼備をるを要す

第二十三章 砲兵は既は遠は距離にて破却を
 るの大威力を具有す且此を由て味方と敵と
 は強威の壓倒を為す 此兵守禦は在ては敵の
 攻撃縦隊を破り且攻撃は在ては敵の砲隊を點
 然たるは至らむるを要す總して此兵は其點

放を屹と敵軍の別して吾は恐くある此部分
 は照準をるを要す 晩近はわめては此兵殆と悉
 く他の兵は及ひ得るはと運動力を得けるこ
 と多し（アルマ）地は於る戦中フランス國の
 砲兵は志のして此兵絶て攻撃の威力を具へ
 ば志のして他の兵は由て衛護せらるゝを要す
 其射發の成功は地形は關係を有ること多しと
 是此兵は多費の兵よして志のして其設備多の
 時日を要す 砲兵は野戦は用ひんが為め此を
 を區別するは重野砲兵と輕野砲兵と騎砲兵と

中砲と志のりて火箭砲隊とよかぬてを

第二十四章 重野砲兵と其砲種と又よくこを
を陣地砲と名け規則よかぬてハ輕野砲兵よ
も纔よ運動を盈くして其動作を為とハ同
布列よ永く在て得るの所ウヤウよ定せる地形
の部分よてこを為とためよ定むること多
其上此兵ハ預備の物品よ從て後面よ在るの地
位を占領せるとこよ由て其地位を固保せる
とよ由て退陣を蔽護を

第二十五章 輕野砲兵ハ方今又十二ホンド地

砲をこよ算し得歩兵と併合して動作を盈た
の為よ定む此兵ハ騎砲兵と俱よ游軍砲の團軍
を為とあ

第二十六章 騎砲兵ハ騎兵よ從屬せるを要せ
るものよして速よ砲兵の有用よ在る所の方よ
直よ急行し得るの目的よて俱よ游軍中よ在る
ことよ定む

第二十七章 中砲と別して蔽蔭してあるの軍
兵を命中せる為と家作を放火をるう為とよ供
也

兼攻兵論 一編卷之二

第二十八章 火箭砲隊もこき志こりかのら野
戦より尚ほ纒り持参せるものよりして敵の騎兵
より向て用ひ又隘地の戦闘より用ひ志こりして其他
御村を放火し且敵の是等より適當を履た他の蔽
護の具を放火せる為より用ふるを要す

第二十九章 補助兵ハ土工兵と橋船兵とあり
とぞ 土工兵ハ吾味方の要害を製作せると敵
の要害を破却せると障碍をハ道路よりこきを
除却せると道路を開達せると修覆せると志こ
りて敵より利のあり得るの諸物を用ふるを以て

とよ定む

第三十章 橋船兵ハ橋船を携輸せるとこきを
架せるとを以て奉命し又其橋船の保守とこきを
を斷つとを以て命せらる

三兵運動の速度

第三十一章 種々ある軍兵の種類定まる行程
を經過せると要用とせるとの時間を理會せんこ
とハ用兵の法より甚緊要のものなりと其理會
をハこきを二やりの目的より考察せると記し
るこきより為より準備しあるの軍兵戦闘より與せる

の目當よて戦場の定まる地位よいうよ疾く到着し得るを此二やうの目的よて訓導し得る為よ兵法の目的を必要かると志しよて軍兵の日行よて遠く距離を經過するのよ要用とせるの時間を理會せむ為よ将術の法の目的を必要かると志しよて兵法の目的の部を論定し志しよて後よ高級兵法中行軍の訓習よ就て論載せむと志しよ将術の法の目的の部よ回到せよ

第三十二章 次下の開載ハたとへ充全（完全）の定規

とせるよ足らぬといへともいろいろと志しよて軍兵とよ器物とを以て志しよ我開載を變革する意外の故障茲よ尚ほ屢生し志しよとも三兵の運動の速度よ一の定規を理會せむことハ甚利用かると志しよ就て注意を盡しよハ唯應用よあつて味方の軍兵の速度をハ餘り勝せよとせし志しよて敵の軍兵の速度をハ餘り劣せよとせざるよ注意を盡し而已

歩兵一バタイロン行進よよく熟せるものハよ此道路よて千エルの距離を十分時よ經過し得

履し去るまとも悪記道路にてハこまよく十
一分時を要用とせ履し

此バタイロン道路の宜記と記ハ一時行の距
離を六十分時と経過し得履し去るまとも悪記
道路にてハこまよく七十五分時を算し得履
し撒布せるの班次とかわて行進せるの小なる
發行兵と軍兵とハ纒ある時間と此距離を経過
し得若し時々と走歩を取ると記ハハ殊と纒あ
る時間とこまを経過し得去るまとも走歩を為
して歩行をせハ兵法の班次を失ひ去るまともして歩

兵士立所と正しく照準し且點放するも適當せし
故と走歩を用ふるハたとへ進むとも或退くと
も唯疾く敵の點放と道せんう為り或よくよた
陣地を警固して以て敵を防うんの為る且こま
を烈しく攻撃せんと思ふと記うとこまを用ふ
る而已

騎兵一エスカトロンと道路の宜記と記千エ
ルの距離を急慢行にて八分時と経過し得緊行
てハこまと四分時を要用とせ履し馳行にてハ
唯三分時を要用とせ履し而已去るまともして急馳行

おわてをよきハ此距離を二分時ニ通過シ得
此エスカトロニ一時行の距離をよき道路ニお
わて慢行と緊行と交へて行歩をよハ半時ニこ
よを經過シ得騎兵ハ續て半時ヨリも永クハ緊
行シ得以或五分時ヨリも永クハ馳行シ得以
野砲兵一砲隊ハよき道路ニテ千エルの距離を
慢行ニおわて八分時ニ經過シ得
此砲隊一時行の距離を街路ニテ慢行ニおわて
よきハ四十五分時ニ經過シ緊行ニテハ二十五
分時ニこよを經過シ得直ニ惡キ道路ニテハも

えや時間を論定を廢ウラ以テハ道
路の齟齬をること甚クけよハか遅慢行ニおわ
てと緩緊行ニ於てをる發行ニ在てトハ砲兵士
砲車ニ近く走歩シおワといへとも志ヨキとも
こよヨリも疾ク行進ニおわてモ其兵士前車と
修馬トヨ乗るニ由てモ
騎砲兵ハよき道路ニおわてをるとたニハ悉ク
騎兵ニ蹤迹シ得るを要モ
火兵およヒ短兵の巧用
方今尚海エウロバ洲の軍旅ニ用ふるの兵ハ火

兵と短兵とを在るとして火兵のこを區別せる
 一、携帶兵と砲種とをわけて短兵を區別せ
 る一、ハ、銃槍と槍とをわけて腰劍とをわけて
 せ

歩兵とエウロパ洲大半の軍旅をわけて具せる
 一、旋條銃を以てし志のして一、小分ハ、觀銃を以
 てて銃ハ、銃槍を以てし觀銃ハ、鹿牙戟を以てせ
 其上或る歩兵士と具せる一、腰劍を以てし騎兵
 ハ、騎銃ヲ、拳銃のレホルヘルスハ、腰劍ヲ、或槍の
 を具せ其騎銃ハ、滑筒の或旋條筒のを以てせ

砲兵ハ、唯腰劍而已を具せ志のして或る軍旅を
 わけてハ、又銃ヲ、或拳銃ヲ、を具せ
 第三十四章 携帶火兵滑筒を以てせる尋常歩
 兵銃の功ハ、二百五十步迄てよ、遠くハ、却て
 遠せ以此火兵の距離ハ、よく大なりといへとも
 志かきとも其大なる距離にてハ、此點放其所に
 ても、そや算を盈ららざる海と一、纜の功を具有
 せ
 射術演習の成功ハ、撒兵銃を以てせるの全命中
 二百五十步迄てハ、滑筒銃の命中の殆ど二重に
 せい

至ることを見せしめけり且こまは加ふるは固
照星の射圃も撒兵銃は在てはこまは准て滑
筒銃は於るよても大かることを算入せるとは
一へ旋條銃の一般の用ひは由て一若し斯るこ
との方今撒兵コムハクニーンはあつては同
し配慮の演習と兼行はせさへせしは一隊列の
歩兵ハ二倍も乃至ハ三倍も大かる功を得るは
と一得るも疑ひあかるは我子一テラント
國の撒兵コムハクニーンの一とひ聚成し得け
る狙撃銃兵の掌中にて為るは撒兵銃の命中

の機を確定せるは難しとせしはとあはしは尚
ほこまは為し充分なる開載の欠きはあつた
まとも撒兵狙撃銃兵の全功力の大かること隊
列歩兵の具せるは滑筒銃を以てしつるの際ハ
其功力よてもよく八倍も乃至ハ十倍も大かる
はたことをよき基本と為し得
旋條銃の行はるは諸軍旅はあつては同く便利
の成功を得けりあつて此の如きは経験し由
てする而已ならは尚ほ晩近の軍の試し由て旋
條銃の用し堪ゆることを確定しけり

旋條銃の一般の用ひハ斯の如く、夥しく蔽陰
せる陣地のある本國の地面、目的を以てせよ
ハ我子一テルランド國の歩兵の爲、極て幾許
緊要のものある處、此一般の用ひよ、
て訓導せんこと易しとせ、志のきとも、こも、就
てハ銃槍、信任せると其使用せると、急らさ
らむことを要用か、とせ

第三十五章 騎銃此兵又今旋條筒を具ふる也
へ、滑筒騎銃よ、大なる命中を具有せると
と多るる處、其滑筒騎銃ハ唯百步迄て、而已

或る命中を具有せといへとも、志のきとも、其他
の距離、てハ甚不愜なる射發あるもの、か、旋
條騎銃を以てせよ、の經驗ハ尚ほいま、と、知、さ
せとせ

第三十六章 拳銃此兵の最用、堪由、距離
ハ十歩と十五歩との間、在、と、三十歩まで
ハ、茲、尚命中の一二の機會ある、か、エンケル
ス國の或る騎兵、用ふるレホルヘルス、新、
裝換せること、かく續て、或る射發を爲し、得るの
利を具有せ

良如火兵の行はるくといへとも又騎兵は在て
ハ毎はこきをおもは合圖を為すための具か
として考察するを要す志ありて唯タラコンテ
ルスの下馬し歩兵士とかきて發向するの時期
は而已火兵の功多く緊要のものかるとそ
第三十七章 野戰砲歩兵の新なる火兵の大は
して且切實なる彈着ハ砲兵の為は害あるもの
かまへ此兵をして其害を遁るゝの方術を發明
するは已を得さらしめたり是はかゝつて砲兵ハ
遠く彈着して且疾く運動するの砲種を戰野は

携輸するを要す應し歩兵の既は旋條銃は得る
と同一利をハこきを砲兵は得せしむむ為は
或る時以來諸般の軍旅はかゝつて旋條砲を圖と
するの一分ハこきを用ふるのを以てするの
上木を為せし志あるともこきを以て得ざる成
功は就ての將官の説示ハこきは今既は唯術科
は而已借し得るの一學科を建ん為しハなほ餘
は嚴酷にして且餘は不愷かるとは舊は滑筒砲
器の直は供用するの利を保有する其際ハ砲戰
を直は短距離は致して以て其利を存貯する

へ此砲器の為事易へさるを
 東方におわてせる晩近の軍はフランス國の軍
 旅に在る野戰砲隊は大半十二ホントの口徑は
 鑽開したる八ホント地砲より聚成一ぬ志の
 て一分は第三世ナボレオンの式に従ひ空彈と
 實彈とを射發せるに定まる十二ホントの榴彈
 地砲より聚成一ぬ
 リユス國の軍旅は六馬に服せる十八ホントの
 或る野戰砲隊を具有しぬこそアルマ地とハラ
 クラハ地とおわてアンタルス國の軍兵は六

かる暴掠を行ひけるものかり
 六ホント地砲と八ホント地砲とい定規野戰砲
 として十二ホント地砲は換ひ志のして十二ホ
 ント地砲を或る重砲口徑は換ひむことを望み
 得
 十二ホント輕地砲は我子ーデルラント國に在
 て疑らくは定規野戰砲として十五ドイムの中
 砲と志のして一對の六ホント輕地砲の砲隊と
 を以て騎砲兵に用ひらるる
 第三十八章 砲種の功へ書中砲兵に就て精密

論載ある甚多のもやうな關係を茲に唯
我子一テラント國の野戰砲の功とこそを野
戰に用ふることと關係を處を或る開載を論
定せし
野戰砲にハ照星射と照尺射とあるを照星射
ハ六ポント輕地砲にても又十二ポント輕地砲
にても後照星の高縁を過て照準し或其照門を
貫て照準するの度に従て六百歩或四百歩
の彈着を具有しては由て四百歩にても照星
照星射ハ殆ど全く防側するの照星射を照星

射に於る命中の機ハ尚ほいよと充分なる經驗
に由て論定しするにあらざること為し開載せ
るものを見るに十二ポント輕地砲にてもハ歩
兵の正面に四百歩にても五六と志しして六百
歩にても二七と志しして六ポント輕地砲にてもハ四
百歩にても四六と志しして六百歩にても二三
と志し
此射發ハ野戰に用ふること多し殊に發向する
の軍兵に向て用ひ或縦陣に布陣する此のこと
に軍兵に向て用ふ

照尺射ハ十二ホンド輕地砲にて千五百歩にまで用ひたかして六ホンド輕地砲にて千二百歩にまで用ふたかしてハ騎兵の正面に命中せるの機ハ最大の距離にて十二ホンド地砲にてハ二〇とたかして六ポント地砲にてハ三八とかつと此纒かる命中の故に此射發たかる時を又重惜してたかして唯々軍兵の大なる團軍に向て而已用ふるを要す

第三十九章 中砲ハ我子一アルラント國の軍旅にたかしてハ長中砲ハ十五トイムと十二トイムと短中砲とよまかるかして十五トイムの長中砲ハこれを以て發射し且擲射し得るの利と霰彈射し甚よた功あるの利とを具有す十二トイムの中砲ハ其纒かる功の故に不的中の中砲かつとして砲兵の多のオヒシレンをこを撰除す短中砲ハたへてこれを以て發射せるにも又適當をといへとも擲射せるに供用せること長中砲よりも極て多しとたかしてこれを適當せること長中砲よりも却て宜しとせ

たかしてとも漸々多く蔽蔭せるの地形に布列を

たかしてとも漸々多く蔽蔭せるの地形に布列を

砲の歩兵を擲射せるは位置に埋りてありて是の復ひ行はせんことへ前知を盡せんとす是故に砲兵ハ榴彈の預備をこまて為せしよすも大に携輪せるを要を盡し榴彈を以てせる命中の機ハ彈丸を發射せると擲射せるとは從て異りあること甚多し發射に在てハ命中の機總して六ポンド輕地砲の命中の機よすも少からし至る處に榴彈ハ蔽蔭してあるの敵に向てたとへハ森林

の嶮間や堡障に在るの敵に向て用ふること多し最も其他放火にも用也是の如しハ燃焼未藥を以てこそを實せ第四十章 霰彈射ハ蓋しこそを為し地形の便宜あるとせしハ十二ポンド輕地砲にて八百歩と六百歩とに迫て六ポンド輕地砲にて六百歩に迫て良砲功あり八百歩と六百歩との距離にてハ既に實彈射を用ふ長中砲ハ尚ほ十二ポンド輕地砲よすも便利の

霰彈射を具有す此射發は地形のさやうは全く便宜あること稀きなるやへはこきを用ふるの距離は六百步迄てと四百步までとは限る也且こきは由て改革せる火兵を具するの歩兵は向て用ふるに少かりとせ
霰彈射は横隊は位列したる歩兵と騎兵とは向て用ひ且總して廣く正面は向て用ふるものと
第四十一章 スラフ子ルカルテツセン即榴霰彈は霰彈の如く用ふるにとも霰彈のものや

功を為さざるの距離にてこきを用ふ且是故は實彈射のことと同く距離にて用ふるものと
後次の軍は此彈丸の多く用ひらむことへ前知を盡しやへは其預備を大に携輪するを要す
其處は志のきともて尋常の霰彈は反して脆なりやへは装換を遅延するの害ありと故はこととの殊は急なる發射は逼迫するの小距離にて尋常の霰彈を勝るやとを盡す
第四十二章 [火箭砲隊] 火箭をエンケルス國とオーステンレーキ國との軍隊へアラコンクレ

へ)の携輸を如くは四千歩乃至は五千歩
の距離をまて飛行し得

此火箭を正しく照準するの方術一とひあらはる
く乎否と一分はこを野戦砲と換ひ得る方
今はこを或る功を以て都會と卿村とを放火を
るし用ひ得且志あるとたしは尖頭は燃燒榴彈
を装置を其他欄門の戦闘と騎兵を向てと志の
して或る隘地の戦闘と用ひ殊は諸山戦はこ
をを用ふ

第四十三章 乎天砲ハ蔽蔭せる陣地は在るの

軍兵を向て六百歩は適用ふ其擲射の功はたと
へ纜かすといへと志のことも所説の天砲は携
輸するの勞少かたるゆへは尚ほこを用ふる
を利用かすと為し得

第四十四章 山用砲一の軍旅若し山地は軍を
るを要するとたしは其軍旅特はこを為し設
備せるの砲兵は要用ありと志あるとたしは
砲からひは砲車と彈藥とハこをを馱獸は馱を
是故は其器具重砲を得

第四十五章 短兵銃槍を熟鍊せる歩兵士の掌

中よて恐るる處にの兵とて故よ歩兵ハ其用ひよ
適當を盡く演習せむことを甚緊要の事かてと

そ

第四十六章 〔槍（長と短と）〕短槍と熟達せる
騎兵士の掌中甚危死の兵かてと長槍ハ密收
せるの攻撃よ便利かて且是故よ重騎兵や或中
種騎兵やの戎器かてと

第四十七章 腰劍ハ直身と反身とを以てて直
身を以ててるの腰劍ハ剽刺をるよ便利かて反
身を以ててるの腰劍ハ斬斫をるよ便利かてと

そ置さるる兵器ハ諸般ありて此の如きもの
歩兵よハ腰劍を無用の兵器かてとを志るべきと
も直くある短劍其背を鋸とて其刃を厨刀と為
して設置せるものハ露營よおめて甚利用かる
る
各兵各異なる初級兵法の誘導編入
第四十八章 各兵の初級兵法ハ地形や或學科
の考察よおめててる或る他のもやうやを算入
せることかく此兵いよ布列いよ運動
且戦闘よおめていよ用ひらるるを各兵特

別とするの訓習か其演習をおわてせる雛形
の使用法ハ學則ニ例定セリ
兵を直ニ引卒せるニ常ニ地形ニ注目せるを
要せることハたとへ明白かやといへとも初級
兵法をおわてハ其感通せることを算入セ以て
是初ニ學科の考察を大ニ單純ニせんを為か
諸般の兵の互ニ應援せんを為ニ雙方連結して
發向せるを要せることハたとへ俱ニ同く明白
かやといへとも初級兵法ハ各兵の
所置を各異ニ論載しおわして此の如きを復ひ

論載せるニ學科の法則を發て大ニ單純ニせる
為の目的とことよ由て學者をして應用兵法の
演習ニ準備せしめむ為の目的とを以て其
應用兵法をおわてハ合併せる兵の功を論載し
おわして地面の形状ニ注目せ
第四十九章 演武とハ際限ある意味として姿
制と歩法とをわして兵器の使用法とをおわて
せる軍兵の演習法といふ義か
歩兵一バタイロンヲ或騎兵一エスカトロンの
の演武場にて施行せる諸般の運動ハ已ニ進退

旋轉の法は屬そ

第五十章 進退旋轉の法とは蓋し戦闘中より發生し得る諸運動の法をいふかぞ

第五十一章 千變万化とは兵法の目的を達するの二種々ある進退旋轉の連結せるをいふかぞ

進退旋轉と千變万化とは點放戦と銃槍攻撃と右の如く騎兵攻撃とよ由て決する戦勝の準備かぞとそ千變万化せるは自己の判断の作用かるゆへよこそよ一の學則をもあることかぞ

軍兵若し最大なる班次を以て進退旋轉の法を施行せるは尚ほ兼て迅疾細密よこそを施行せると起よは其軍兵を名て千變万化迅速の兵といふかぞ

第五十二章 定規布列は一の兵隊兵備中より到り且地形や他のもやうやよ由て其布列よ一の變革をも要用からざると起よ其兵隊の布列せる本原の陣法かぞ

定規布列に至て單純なるを要し守禦力を具ふるを要しあうして此布列よして諸般の運動

法と布列法と至るゝ容易疾速且端正と移轉
 得るを要す
 第五十三章 歩兵に於る定規布列ハ一コンパ
 クニ一の或一バタイロンにハ横隊に或縦隊
 に在るとも
 歩兵に横隊に於て三列の或二列のに備ふ當
 今ハ殆ど一般に二列を以るとき四ロテンの歩兵
 に正面に於て三步の廣さ互ることとを算し
 班列の雙方の距離に我子一デルランド國の軍
 旅に於てハ半エルクに定む

バタイロン其聚成せる諸般のコムパクニ
 の互に比隣し且間隙なく列置せると記すハこ
 をを横隊に備ふといふ散兵即第五のコムパク
 ニ十を我子一デルランド國の軍旅に於てハ
 バタイロンの翼の後に併合してあり或二分一
 兩翼の後にあるあり
 バタイロン其ある所の諸般の屬部隊雙方の距
 離に異なるありといへとも志るときも曾て部隊
 の各の正面の長さよても多し至らざるの雙方
 の距離にて互の背に布置せると記すハこれを

縦隊に備ふと云
第五十四章 歩兵一ブリカーデの定規布列ハ
通常二隊にわけて先づ前陣ハ擺開し後陣ハ
正中縦隊に布陣し兩隊の雙方の距離ハ多分三
百歩に至る其距離ハ蓋し第二陣敵の點放を承
ること甚少かかる處にやうに此のことくは在
るを要を志かして第一陣の應援や或交代やよ
屹と徑に進出し得るやうに或あるを要を
歩兵一予ビシしと一ブリカーデの如く同一定
規布列を具有し其予ビシし砲兵ハ第二陣の背

此陣より遠離せること五十歩乃至ハ七十五
歩の間に在り予ビシし騎兵ハ砲隊の背同一距離
にてエスカトロ縦隊に備ふ
第五十五章 騎兵の定規布列ハ一エスカトロ
ンと横隊にわけて此兵横隊に在てハ毎に
二列に備へて由て抵觸を為し三ロツテンと正
面にて四歩の廣さに見ることを算し班列間の
距離ハ通常一エルよりも微や少かるに至る大
かる騎兵隊の定規布列をレキメント縦隊にお
めてを志し其兵隊若し騎砲兵を具せると

たよへ此砲兵ハ其屬する騎兵の背面より前面より
或此隣りよ備ふ

第五十六章 砲兵の定規布列ハ通常半砲隊を
以てするの縦隊よおわてを砲兵の大團軍ハ砲
隊を以てするの縦隊よ布列を

第五十七章 一の聚成キヒシハ騎兵ニレキ
メンテンと砲兵其一騎砲兵と俱よ三砲隊とを
以て各六バタイロンスよすするの歩兵ニブリ
カトデスあるものよして次下の定規布列を為
し得其布列よすして此キヒシト容易く大なる

兵隊よおよほさるくものかす

三ハタイロンスよ前拒よおわてし六バタイロ
ンスよ本隊とあてて二隊よ備へおのして三バ
タイロンスよ游軍よおわてを野砲兵半砲隊ハ
前拒よ傍て布置し且半砲隊ハ游軍よ傍て布置
を騎兵ニエスカドロンスよ前拒よ傍て部署し
自餘の騎兵ハ騎砲兵一砲隊を將て游軍歩兵の
後よ布列を本隊第一陣の正中よハ一砲隊の其
所よ布置し得る所との隙地あるを要す本隊よ
了前拒と游軍とよ至るの距離ハ地形よ從て規

律一志一して其上本隊より前拒に至るの距離ハ自獨の聚成の多少と前拒の同勢と關係を有たんと本隊ハ最初の布列に在て務て敵の歩兵點放の下お上ひ達の外に在るを要を

幕氏兵編卷二

畢

三兵 三 幕氏
 三兵 三 幕氏
 知 六 兵
 知 六 兵
 三 三 兵
 三 三 兵
 三 三 兵

律一志一して其上本隊より前拒に至るの距離ハ自獨の聚成の多少と前拒の同勢とニ關係を有たと本隊ハ最初の布列ニ在て務て敵の歩兵點放のよ_下お_上ひ達の外ニ在るを要せり

慕氏兵編卷二

畢

一
下
上

早稲田大学図書館

011888006976